

様式第10号 (第5条関係)



年 月 日

朝霞市議会議長 様

議員名 田口淳

政務活動費収支報告書 (議員用)

朝霞市議会政務活動費の交付に関する条例第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり令和5年度(令和5年4月分～令和5年12月分)政務活動費収支報告書を提出します。

記

1 収入

(単位:円)

科 目	金 額	備 考
政務活動費	180,000-	@ 20000 x 9
利子等	0	
合計	180,000	

2 支出

(単位:円)

科 目	金 額	備 考
研究研修費		
調査旅費		
資料作成費		
資料購入費		
広報費		
広聴費		
人件費		
事務所費	180,000-	事務所(西沢町1-7-17)
合計	180,000-	301号

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載してください。

3 残額

0 円

6 971655 530328



品番 J-032 2年用  
東京エスエスエム

# 領収証

番号 30/30

田辺 様

2年用

発行日 年 月 日

丸尾 様  
丸尾 様

契約条件

Four horizontal lines for writing contract conditions.

領収印鑑

Two dashed boxes labeled '収入印紙' (Income Stamp).

令和2年9月1日  
至 令和5年8月31日

内訳

1ヶ月 22,000円  
家賃 7,500円  
共済 5,000円  
水道 8,000円  
計 22,500円

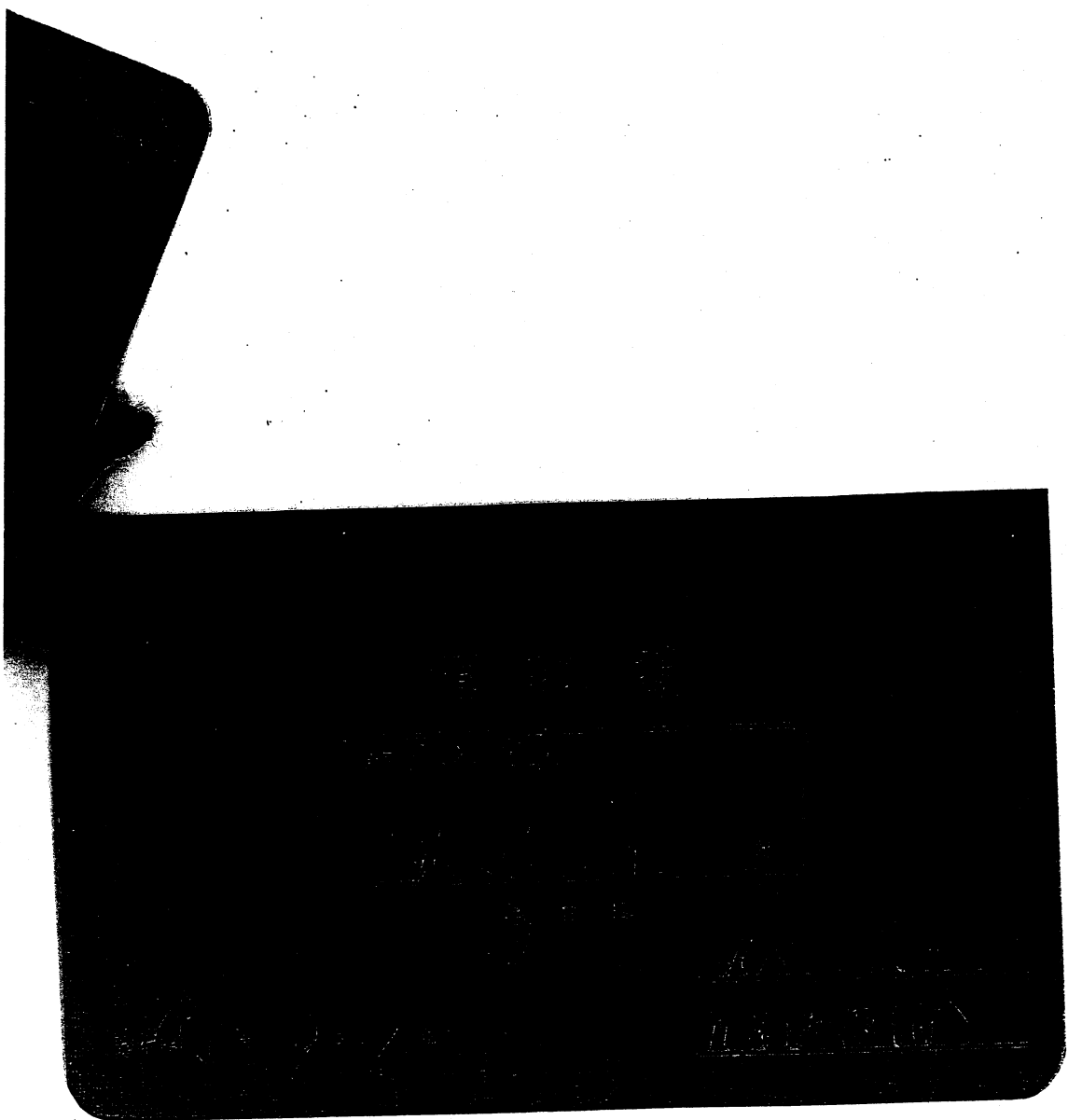
この領収証は二年間通用致し金銭の受取については  
なものでありますから大切に保管して下さい。

4年 12月分	4年11月30日 受取りました	領収 印鑑 7248 ¥ 374.-	¥ 88,000.-
5年 1月分	4年12月27日 受取りました	領収 印鑑	¥ 88,000.-
5年 2月分	5年1月31日 受取りました	領収 印鑑 7448 ¥ 1,683.-	¥ 88,000

5年 3月分	5年2月27日 受取りました	領収 印鑑	¥ 88,000.
5年 4月分	5年3月31日 受取りました	領収 印鑑 7448 ¥ 374.-	¥ 88,000
5年 5月分	5年4月28日 受取りました	領収 印鑑	¥ 88,000.-

5年 6月分	5年5月31日 受取りました	領収 印鑑 7/28/2000 7/28/2000	7/28/2000
5年 7月分	5年6月30日 受取りました	領収 印鑑 7/28/2000	7/28/2000
5年 8月分	5年7月31日 受取りました	領収 印鑑 7/28/2000 7/28/2000	7/28/2000

<del>5年</del>	<del>5年8月30日</del>	<del>領収 印鑑</del>	<del>7/28/2000</del>
9月分	受取りました	領収 印鑑	
年 月分	更新9月分 受取りました	領収 印鑑	
年 月分	年 月 日 受取りました	領収 印鑑	






## 契約事項

1.

1. 保証金の有無にかかわらず毎月 **末** 日限りこの領収証と共に相違無く持参の事をご承諾致します。

田辺 様

5年 9月分	5年8月30日 受取りました	領収 印	
5年 10月分	5年9月29日 受取りました	領収 印	
5年 11月分	5年10月30日 受取りました	領収 印	

5年 12月分	5年11月24日 受取りました 74,000円	領収 印	収 鑑 780,000
年 月分	年 月 日 受取りました	領 印	収 鑑
年 月分	年 月 日 受取りました	領 印	収 鑑

年 月分	年 月 日 受取りました	領 印	収 鑑
年 月分	年 月 日 受取りました	領 印	収 鑑
年 月分	年 月 日 受取りました	領 印	収 鑑



# 貸室賃借契約書

15万円以上  
200円未満  
0.05%未満  
0.05%以上0.1%以下

所在地 千葉県市西井町酒造173(丸尾ビル)

住宅の一部 階 1 室 (30/1号室) 契約人員 名  
賃料 一ヶ月金 75000円也 管理費等 一ヶ月金 5000円也  
(管理費等は別紙別記)

上記に就き貸主を甲とし、借主を乙とし、下記条項を双方承諾の上、本契約を締結する。

第1条 賃貸借の期間は、2012年9月1日より2013年3月31日迄の  
間とする。契約期間更新に際して、乙は甲に対し借料金、敷金、保証  
金の有無にかかわらず、2012年9月1日より2013年3月31日迄の  
間、契約期間を更新すること出来る。

第2条 乙は翌月分の賃料を毎月5日迄に甲方に持参し支払うか、又は甲の指定する  
方法にて支払うこと、1、乙が賃料を一ヶ月なりとも滞りした場合は借料金、  
敷金、保証金の有無にかかわらず、甲は催告の上本契約を解除し、乙は即時明け  
返すものとする。

第3条 賃借は別状のまま、居住のみを目的として使用することとし、甲の文書による  
承諾なくして乙は人員の増設、賃借物の増設及び修繕費は本物件の共同  
・修繕費等の理状を変更してはならない。尚、明け渡しの際には原状回復費用と  
して、(□)償却期満りの場合、敷金、保証金より  
甲は甲の承諾の上、無償にて償還するものとする。

第4条 乙の都合により、本契約を解除する時は、3ヶ月前に通告し、期間終了と同時  
に乙は完全に賃借を甲に明け渡し、立退料又はこれに相当する修繕費請求は絶対  
にしないこと、但し、この際甲は借料金を初めに一括清算し、敷金、保証金は乙  
に返還すること。

第5条 電気、ガス、水道、衛生費等は甲乙合意の上、賃料と別に支払い公租公課等は  
甲の負担とする。但し、公租公課、物価の変動等により賃料の増減を生じる時は  
甲乙合意の上、定めるものとする。

第6条 乙は故意過失を問わずに損害を与えた場合は、甲に対し公正なる判断に基  
づき損害賠償をしなければならない。

第7条 甲の責任に基づきかつ乙が火災、盗難等を蒙った場合、その損失は一切甲に  
請求しないこと。

第8条 乙が無断不在一ヶ月以上に及ぶ時は、敷金、保証金の有無にかかわらず本契約  
は当然解除され、甲は立寄の基に任意に内連品を任意の場所に保管し、又は意  
知部分の上搬運に充当するも異議なきこと。

第9条 反社会的勢力の排除に対し甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事  
項を締約する。  
①自らが、暴力団、暴力団関係企業、総合会若しくはこれらに準ずる者又はその  
構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと  
②自らの役員(取締役、執行役又はこれらに準ずる者)をい  
う)が反社会的勢力ではないこと  
③反社会的勢力に自己の名称を利用させ、この契約を締結するものではないこと。  
④自ら又は第三者を利用して、相手方に対する脅迫的言動又は暴力を用いる行  
為及び、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は借居を毀損する行  
為をしないこと。

## 第10条

乙は、本物件の使用につき、次の行為を行ってはならない。  
①本物件を反社会的勢力の事務所としての活動の拠点に供すること。  
②本物件又は本物件の周辺において、著しく騒音若しくは臭気な言動を行い、又  
は威嚇を示すことにより、内近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。  
③本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさ  
せること。  
④本物件に於て風通し衛生上、若しくは火災等危険を引き起す恐れのあること。  
⑤近隣の迷惑となるべき行為、その他甲の承諾なくして大衆等の活動を興行する  
こと。

## 第11条

甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、  
何ら催告も要せずして、本契約を解除すること出来る。  
①第9条の締結に反する事実が明らかとなったとき。  
②契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。  
又、乙が本契約条項に違反した時も、甲は何ら催告も要せずして本契約を解除  
すること出来る。

## 第12条

乙は明け渡しの際、電気、ガス、水道等の各料金を明け渡し当日までに支払い  
精算し、その証明書(印)は領収証を甲に提出しなければならない。

## 第13条

連帯保証人は乙と連帯の上、本契約より生ずるこの借賃一切を負担するものと  
する。

## 第14条

本件に關し紛争を生じたる場合は、当事者は関係法廷並びに慣習に依り差別的  
に解決すること。

## 第15条

特約条項 / 取付印 / ①、②

1. 所在地 千葉県市西井町酒造173  
2. その他 天保住宅管理株式会社

借主 丸尾建設株式会社 字 丸尾ビル  
上記契約の証として、本契約書を 通作成し甲乙双方署名捺印の上、  
各一通を保有する。

今 2012年8月31日

貸主(甲)	氏名	丸尾建設株式会社
	住所	千葉県市西井町酒造173
借主(乙)	氏名	天保住宅管理株式会社
	住所	千葉県市西井町酒造173
連帯保証人	氏名	天保住宅管理株式会社
	住所	千葉県市西井町酒造173
中介人	氏名	天保住宅管理株式会社
	住所	千葉県市西井町酒造173
副注者	登録番号	第 号
	氏名	氏名

## □敷金・□保証金預り証

金 220,000円也 □敷金・□保証金 正にお預り致しました。但し、無利息のこと。  
貴殿との本契約解除に際し本物件明け渡しの際、貴殿が本賃貸に關する一切の借賃を清算  
したのちに同額(金)を御返し致します。  
尚、上記金額に対し質料に充当又は、貴殿の借賃支払い並びに賃借設定等に使用される事  
は、固くお断り申し上げます。

預り金  
5万円以上  
200円印紙  
(借主印紙)  
契約書に等しい

# 貸室賃貸借契約書

所在地 朝霞市西舟町1丁目17号(丸の内線)

住宅の一部 3階 量 / 室 (301号室) 契約人員 名

賃料 一ヶ月金 25,000円也 管理費等 一ヶ月金 5,000円也 田也  
(管理費等共ババババババ)

上記に就き貸主を甲とし、借主を乙とし、下記条項を双方承諾の上、本契約を締結する。

第1条 賃借の期間は 令和5年9月1日より令和8年8月31日迄の  
向う3年間とする。契約期間更新に際して、乙は甲に対し権利金・敷金・保証  
金の有無にかかわらず、甲は乙に対し権利金・敷金・保証金を更新する  
ことが出来る。

第2条 乙は翌月分の賃料を毎月、日迄に甲方に持参し支払うか、又は甲の指定する  
方法にて支払うこと。万、乙が賃料を一ヶ月なりとも滞納した場合は権利金、  
敷金、保証金の有無にかかわらず、甲は催告の上本契約を解除し、乙は即時明け  
渡すものとする。

第3条 貸室は現状のまま、居住のみに使用することとし、甲の文章による  
承諾をなくして乙は人員の増加、賃借権の譲渡及び転貸、本物件の改造・増築  
・模様替え等の現状を変更してはならない。尚、明け渡しの際は原状回復費用と  
して(口償却有りの場合)敷金、保証金より %償却するものとする。或  
いは甲の承諾の上、無償にて残置するものとする。

第4条 乙の都合により、本契約を解除する時は 前に通告し、期間終了と同  
時に乙は完全に貸室を甲に明け渡し、立退料又はこれに類する物質的請求は絶対  
にしないこと。但し、この際甲は前家賃を期間中に応じ精算し、敷金、保証金は乙  
に返還すること。

第5条 電気、ガス、水道、衛生費等は甲乙合議の上、賃料と別に支払い公租公課等は  
甲の負担とする。但し、公租公課、物価の変動等により賃料の増減を生じる時は  
甲乙協議の上、定めるものとする。

第6条 乙は故意過失を問わず建物に損害を与えた場合は、甲に対し公正なる判断に基  
づき損害賠償をしなければならない。

第7条 甲の責任に基づかずして乙が火災、盗難等を蒙った場合、その損失は一切甲に  
請求しないこと。

第8条 乙が無断不在一ヶ月以上に及ぶ時は、敷金、保証金の有無にかかわらず本契約  
は当然解除され、甲は立会の基に随意室内遺留品を任意の場所に保管し、又は売  
却処分の上債権に充当するも異議なきこと。

第9条 反社会的勢力の排除に対し甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事  
項を確約する。  
① 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総合会若しくはこれらに準ずる者又はその  
構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと。  
② 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をい  
う)が反社会的勢力ではないこと。  
③ 反社会的勢力を利用させ、この契約を締結するものではないこと。  
④ 自ら又は第三者に自己の名義を利用して、相手方に対する脅迫的言動又は暴力を用いる行  
為及び、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行  
為をしないこと。

## 第10条

乙は、本物件の使用につき、次の行為を行ってはならない。  
① 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。  
② 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又  
は威嚇を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。  
③ 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさ  
せること。  
④ 本物件に於て風紀衛生上、若しくは火災等危険を引き起す恐れのあること。  
⑤ 近隣の迷惑となるべき行為、その他甲の承諾なくして犬猫等の動物を飼育する  
こと。

## 第11条

甲又は乙の一方について、次のいずれかの場合には、その相手方は、  
何ら催告も要せずして、本契約を解除することが出来る。  
① 第9条の確約に反する事実が判明したとき。  
② 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。  
又、乙が本契約条項に違反した時も、甲は何ら催告も要せずして本契約を解除  
する事が出来る。

## 第12条

乙は明け渡しの際、電気、ガス、水道等の各料金を明け渡し当日までに支払い  
精算し、その証明書或いは領収証を甲に提出しなければならない。

## 第13条

連帯保証人は乙と連帯の上、本契約より生ずるこの債務一切を負担するものと  
する。

## 第14条

本件に関する紛争を生じた場合は、当事者は関係法規並びに慣習に従い道義的  
に解決すること。

## 第15条

特約条項 1 別紙特約事項あり ①、②  
2 3の他共同居住者取付手帳  
備考 更新時事務手数料 7

上記契約の証として、本契約書を 通作成し甲乙双方署名捺印の上、  
各一通を保有する。

年 月 日  
住 所  
氏 名  
住 所  
氏 名  
住 所  
氏 名  
住 所  
氏 名  
住 所  
氏 名  
住 所  
氏 名  
取引主任者 登録番号 第 号 氏名

## □敷金・□保証金 預り証

金 円也 □敷金・□保証金 正にお預り致しました。但し、無利息のこと。  
貴殿との本契約解約に際し本物件明け渡しの際、貴殿が本賃貸に関する一切の債務を清算  
したのちに間違いなく御返し致します。  
尚、上記金額に対し賃料に充当又は、貴殿の債務支払い並びに質権設定等に使用される事  
は、固くお断り申し上げます。